

(別記 4)

サポート体制構築事業

第 1 事業の趣旨

農業従事者が減少する中、新規就農者を育成・確保するためには、地域の関係機関が連携して、農業への人材の呼び込みから、就農相談、研修、就農後の定着までの各段階において、新規就農者及び就農希望者をサポートする体制を構築することが重要である。

このため、地域における社会人向けの農業研修の実施、就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポート、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備を支援する。

第 2 事業の種類

- 1 就農相談体制の整備
- 2 先輩農業者等による技術面等のサポート
- 3 研修農場の整備
- 4 社会人向けの農業研修の実施

第 3 事業の仕組み

- 1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対し、補助金を交付する。
- 2 全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県に対し、補助金を交付する。
- 3 都道府県は、第 4 に掲げる取組主体に対し、補助金を交付する。

第 4 取組主体

取組主体は、以下の 1 から 3 までに掲げる団体等とする。

- 1 市町村
- 2 協議会等（地方公共団体、農業関係団体、農業経営者、農業教育機関、農業や教育に関する専門家等により構成され、協議会等の運営及び意思決定の方法、事務・会計処理の方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められているもの）
- 3 民間団体（農業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、会社法人等）

第 5 事業の要件

- 1 市町村、農業委員会、農地中間管理機構その他の関係機関や農業者等を含めた新規就農者のサポート体制（以下「新規就農者サポート体制」という。）が構築されていること。なお、新規就農者サポート体制には、技術・営農指導、農地確保、資金相談、生活に係る分野の担当機関を必須の構成員とする。
- 2 第 4 の 1 の市町村以外が取組主体になる場合は、当該市町村と十分な連携が行われていること。

- 3 サポート体制計画（別紙様式第1号）が策定されていること。また、当該計画を確実に実施すること。ただし、別記2の第7の2の（11）の地域サポート計画をサポート体制計画に代えることができる。

第6 事業の補助対象経費等

- 1 第2の1から4までの取組に係る補助対象経費、補助率及び補助金の上限については、別表1のとおりとする。

第7 事業の内容

1 就農相談体制の整備

事業内容は以下の（1）から（10）までの取組とし、（1）から（5）までの取組は必ず行うものとする。

（1）就農相談員の設置及び相談対応

市町村等における就農相談体制を整備するため、就農相談、就農準備段階から定着までの間に、就農希望者及び新規就農者からの相談に対応する就農相談員を設置する。

就農相談員は、農業経営、資金調達から生活面まで幅広く新規就農に係る課題全般（2の（1）のウに掲げる取組を除く。）に一元的に対応できる者とし、新規就農者サポート体制の構成員等と連携して、就農希望者及び新規就農者からの相談に対応する。

（2）新規就農サポート会議の開催

新規就農者サポート体制の構成員をメンバーとする新規就農サポート会議を定期的に行い、就農希望者及び新規就農者に関する情報共有、サポート方針の検討等を行う。

（3）就農準備のサポート

ア 農地のあっせん・確保

（ア） 農業委員会サポートシステム（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「農地集積・集約化等実施要綱」という。）第3の3の（5）のシステムをいう。）を閲覧し、就農希望者の農地の取得状況を把握するとともに、農地相談員（農地集積・集約化等実施要綱別記1の第3の2の（1）の農地相談員をいう。）との連携及び必要に応じた関係者との調整等により、就農希望者の営農に必要な農地のあっせん・確保をサポートする。また、就農希望者が農地を確保した場合は、就農相談等全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の（1）のデータベースをいう。以下「全国データベース」という。）へ必要な情報を登録する。なお、農業委員会サポートシステムによる就農希望者の農地の取得状況の把握が難しい場合は、新規就農者サポート体制の構成員や農業委員会、農地中間管理機構と連携し、農地のあっせん・確保をサポートする。

(イ) 新規就農者と離農者とのマッチング等を行う。

イ 農業機械等のあっせん・確保

新規就農者サポート体制の構成員等と連携し、新規就農者の営農に必要な農業機械等のあっせん・確保をサポートする。また、新規就農者と離農者とのマッチング等を行う。

ウ 就農計画の作成

青年等就農計画の作成についての指導・助言を行う。

エ 生活面のサポート

新規就農者サポート体制の構成員等と連携し、新規就農者が地域に定着するために必要な研修中の滞在施設・就農後の住宅及び保育施設のあっせん等の生活面でのサポートを行う。

(4) 市町村就農相談カルテの記録

別紙様式第 10 号により市町村から全国データベースの利用権限の委任を受けて、同データベースを活用し、以下の取組を行う。

なお、就農相談員が市町村の職員である場合は、委任の必要はない。

ア 就農相談員は、就農相談を行った相談者への対応状況等について原則、全国データベースに市町村就農相談カルテ（別紙参考様式 1。法人の参入相談の場合は、参入相談カルテ（別紙参考様式 2）とする。以下同じ。）として記録し、適切に管理する。

イ 別記 6 の第 3 の 2 の（2）の全国新規就農相談センター（以下「全国センター」という。）及び都道府県（基盤強化法第 11 条の 11 に規定する農業経営・就農支援センターを含む。）から就農希望者の相談の引継ぎを受けた場合は、当該引継ぎの内容を含めて市町村就農相談カルテを作成し、引き続き相談の対応を記録する。

ウ イで引継ぎのあった就農希望者が、取組主体の管轄する地域での就農を断念し、新たな就農候補地を探すこと等となった場合は、本人の要望を確認した上で、全国センター又は都道府県に相談を引継ぐ。この場合、市町村就農相談カルテの情報も全国センター又は都道府県に引継ぐ。

エ 就農後おおむね 5 年を過ぎた就農者について、専門家による経営改善に係る支援が必要と判断した場合は、本人の希望を確認の上、経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱別記 1 の第 2 の重点支援対象候補者として、基盤強化法第 11 条の 11 に規定する農業経営・就農支援センターに推薦できる。

オ エで推薦した者が、経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱別記 1 の第 2 の 5 の（1）のアの（ア）により重点支援対象候補者に選定された場合は、就農相談カルテの必要な情報を要綱別記 1 の第 3 の 5 の（1）のアの（ウ）の経営相談カルテへ引継ぐことができる。

(5) 情報の収集及び発信

サポート体制計画並びに地域の新規就農支援及び生活支援に係る情報を収集し、別記 6 の第 3 の 2 の（1）のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）及び全国データベースへ登録し、情報発信を行う。

(6) 受入プログラムの作成

新規就農者サポート体制の構成員等と連携し、地域における新規就農の実態及び受入農家、研修施設等の地域資源に関する調査を行い、就農希望者を就農・定着に導く受入プログラムを作成する。ただし、受入プログラムが既にある場合はこの限りではない。

また、就農希望者、新規就農者が互いに情報交換ができる交流会やネットワーク作りの場の提供を行う。

(7) 研修プログラムの作成

新規就農者サポート体制の構成員等と連携し、農業技術・経営に関する座学及び実践研修の研修プログラムを作成する。ただし、研修プログラムが既にある場合はこの限りではない。

(8) 農業就業体験及び現地見学会の開催

就農希望者と受入農家等及び受入地域とのミスマッチを防ぐため、新規就農者サポート体制の構成員等と連携し、受入農家等における農業就業体験、現地見学会、地域の若手農業者との交流会等を開催する。

(9) 就農後のスキルアップのサポート

新規就農者サポート体制の構成員等と連携し、指導農業士等による指導、先進地視察、研修への参加等による新規就農者の農業技術、農業経営等に関するスキルアップをサポートする。

(10) その他留意事項

取組に当たっては、全国センター、農業委員会サポートシステム管理事業（農地集積・集約化等実施要綱第3の3の(5)に規定する事業をいう。）の取組主体及び都道府県と連携して就農相談を行うこと。

2 先輩農業者等による技術面等のサポート

事業内容は以下の(1)及び(2)の取組とし、(1)の取組は必ず行うものとする。

(1) 先輩農業者等による技術・販路等の指導

ア 取組主体は、新規就農者の早期の経営安定と定着を図るため、新規就農者に対し、技術・販路等の指導を行う先輩農業者等（以下「就農支援員」という。）の選定を行う。なお、就農支援員は、以下の(ア)から(ウ)までに掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 新規就農者サポート体制の構成員であること。

(イ) 新規就農者に対して農業技術、経営管理、販路等の指導を行うことのできる、十分な能力を有していると認められること。

(ウ) サポートする新規就農者との関係が3親等以内でないこと。

イ 取組主体は、事業実施計画において、就農支援員の技術・販路等の指導・助言に関する活動計画を策定すること。また、取組主体は、地域内の新規就農者の動向を把握し、必要に応じて就農支援員とのマッチングを行うこと。

ウ 就農支援員は、取組主体が作成する別紙様式第2号の事業実施計画に基づき、

新規就農者に対し、栽培技術、経営に関する相談や販路に関する相談等、新規就農者の経営確立に向けた取組を行うこととする。

エ 就農支援員は、取組の結果について別紙様式第2号別添2の取組記録簿を作成し、指導を受けた新規就農者が署名した上で、取組主体に提出する。

オ 就農支援員から指導を受けた新規就農者は、就農支援員の指導内容・手法について、別紙様式第2号別添3の報告書を作成し、取組主体に提出する。また、必要に応じて、新規就農者サポート体制において、当該報告書を共有する。

カ 本事業により選定した就農支援員の情報については、別紙様式第11号により適切に取り扱うよう留意すること。また、個人情報の管理については、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。

(2) 新規就農者向け研修会・講習会の開催

取組主体は、新規就農者に向けて研修会・講習会等を開催する。研修会・講習会等の内容は、栽培技術、経営、販路確保等、新規就農者の早期の経営確立及び経営発展に資するものとする。

3 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う研修農場を整備する。

(1) 研修農場の要件

研修農場は、以下に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 定款、設置要領等を作成していること。

イ 研修計画を定めていること。

ウ 研修期間は1年以上とし、年間概ね1,200時間以上とすること。

エ 研修時間のうち、実習に充てる時間が70%を下回らないこと。

オ 就農希望者に、就農に必要な技術や知識を習得させるため、研修は、以下の(ア)から(ウ)までに掲げる内容を含む総合的な内容とすること。なお、研修の一部には、自治体の実施している農業経営塾や農業大学校等の農業教育機関における講習等を活用することも可能とする。

(ア) 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修

(イ) 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修

(ウ) 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修

カ 農業技術・経営に精通し、就農希望者に対して適切な指導ができる者をおくこと。

キ 研修生の研修受講状況を適切に把握すること。

ク 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮すること。

ケ 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知。）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると都道府県が認め、研修

内容等を就農に関するポータルサイトへ登録すること。

(2) 研修農場の整備の内容

ア 研修を行うために必要な農業用施設の整備又は農業用機械・設備の導入を行う。

イ 本事業により整備する農業用施設又は導入する農業用機械・設備（以下「農業用施設等」という。）は、農業研修の目的のために使用する共同利用の農業用施設等であって、農業経営体等の営農活動など研修以外の用途で使用しないこと。

ただし、研修修了生が新規就農する際に、研修修了生に農業用施設等を貸し付ける場合は、この限りではない。

ウ 導入した農業用施設等を、研修修了生に貸し付ける場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとする。当該事項について変更する場合にあっても、同様とする。

(イ) 取組主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、賃貸料は、「取組主体負担（事業費一助成金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とする。

(ウ) 賃貸契約は、書面によって行うこととする。

なお、取組主体は、賃貸契約に明記した事項が、利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

エ 既存の農業用施設等の代替として同種・同能力のものを再整備すること（いわゆる更新）に要する経費は補助の対象としない。

オ 事業費が整備内容ごとに 50 万円以上であること。

事業の対象となる農業用施設等が中古施設等である場合には、事業費が 50 万円以上であり、かつ、都道府県が適正と認める価格で取得されるものであること。

カ 原則として、事業の対象となる農業用施設等（中古資材等を活用して整備する施設を含む。）は、耐用年数が概ね 5 年以上 20 年以下のものであること。

また、事業の対象となる農業用施設等が中古機械又は中古施設である場合には、残存耐用年数が 2 年以上のものであること。

キ 農業用施設等の整備に伴う用地の買収、賃借に要する経費及び建設用地の造成に要する経費は、補助対象としない。

ク 自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了している整備に要した経費内容については、補助対象としない。

ケ 研修に必要な農業用施設等であっても、農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、ショベルローダ、バックホ、パソコン、プロジェクタ等）については、補助対象としない。

コ 導入した農業用施設等は、動産総合保険等の加入、施錠可能な場所での保管、その他の盗難防止等の措置を講じ、適切な管理に努めること。

サ 農業用施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

シ 取組主体は、導入した農業用施設等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 350 号農林水産事務次官

依命通知。以下「補助金等交付要綱」という。)別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管すること。

ス 本事業で導入する農業用施設等については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)を適用しない。

セ 取組主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した農業用施設等の法定耐用年数が残存する間に農業用施設等の農業研修の用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事に報告する。

ソ セにより取組主体から報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容について遅滞なく地方農政局長(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に報告し、その指示を受ける。

タ 取組主体は、研修受講者の新規就農後の経営安定を図るため、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修に含めるよう努める。

(3) その他

事業を適切に執行するため、都道府県知事又は全国農業委員会ネットワーク機構は、必要に応じて以下の措置を講ずること。

ア 都道府県知事は、本事業により導入した農業用施設等について、法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理されているか確認するため、必要に応じ、取組主体から報告又は資料の提出を求め、取組主体に対し、適切な指導を行うこと。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、必要に応じ、都道府県知事又は取組主体に対し、報告又は資料の提出を求め、必要に応じて、指導及び助言を行うこと。

4 社会人向けの農業研修の実施

事業内容は、他産業に従事している社会人(就業形態を問わない。以下同じ。)が仕事の傍らに受講できる形態による農業研修を実施する取組とし、事業実施計画において、以下の要件等を満たす研修カリキュラムを作成する。

(1) 研修の要件

研修は、以下に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 受講対象者

将来の就農を検討する社会人であること。また、受講者の過半数は、受講開始時に60歳未満であること。

イ 実施期間及び必要時間数

おおむね3から6か月程度とし、平均にして1か月間につき15時間以上の研修を実施すること。また、総研修時間のうち、実習に充てる時間が50%を下回らないこと。

ただし、天候不良等のやむを得ない事情が生じた場合は、この限りでない。

ウ 実施形態

社会人が仕事の傍らに受講できるよう、以下の(ア)から(ウ)までに掲げる

形態により実施すること。

(ア) 週休日・祝日又は平日夜間における研修の実施

(イ) オンライン方式（eラーニング等を含む）による研修の実施

(ウ) その他社会人が仕事の傍らに受講する上で有効な形態による研修の実施

エ 研修の内容

以下の（ア）及び（イ）に掲げる内容を含む総合的な内容とすること。

(ア) 栽培管理等の生産技術・知識に関する講義、演習又は実習

(イ) 農業経営に関する講義、演習又は実習（例：販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等）

(2) 留意事項

ア 取組主体は、農業技術・経営に精通し、受講者に対して適切に指導できる者を置くとともに、受講者の健康管理、事故防止に十分配慮すること。

イ (1) のエの（ア）についての研修カリキュラムの作成に当たっては、例えば、播種から収穫までの農作業工程を一通り実習するなど、できる限り農作業全体を俯瞰できるような内容とすること。

ウ 地域における新規就農者の確保に資するため、研修の実施に支障が生じない場合に限り、他産業を離職した者や学生等を受講対象者に含めることができることとする。

エ 取組主体は、地域農業の実情等に応じて、実施時期や品目等の異なる複数の研修コースを設定することができる。この場合においては、全ての研修コースの実施に要する経費の合計を事業費とする。

オ 研修の一部として、自治体が実施している農業経営塾や農業大学校等の農業教育機関における講習等を活用することもできることとする。ただし、受講者が当該講習等に参加するための費用は、本事業の補助対象としない。

カ eラーニングなど、受講者によって受講に係る所要時間が異なる形態により研修を実施する場合、同内容の研修を対面により実施した場合に要する時間を、(1) のイの時間数として計上できることとする。

キ 取組主体は、研修の募集又は開始時点において、受講予定者又は受講者に対し、書面等により、研修を真摯に受講し修了する意思を有していることを確認することとする。

ク 取組主体は、受講者がやむを得ない事情等により研修の一部を受講できなかった場合は、必要に応じて、補講等を実施するよう努める。この場合において、補講等の実施に要する経費については、本事業の補助対象とする。

ケ 取組主体が、研修コンテンツを自ら作成するため、カメラ、ソフトウェア、PC等の物品を直接必要とする場合、原則としてリース又はレンタル（以下「リース等」という。）によることとする。ただし、リース等によることが困難な場合又はリース等によるよりも購入した方が当該年度の事業実施期間における必要経費が安価な場合に限り、当該物品を購入できることとする。

コ 取組主体は、受講者の就農後の経営安定を図るため、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修

に含めるよう努める。

サ 取組主体は、本研修について、別記6の第3の2の（1）のオに掲げる新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に登録するとともに、関係機関等と連携し、研修に係る情報を広く周知するよう努める。

シ 第2の1の事業において補助対象となる取組（例：研修プログラムの作成等）については、本事業の補助対象としない。

（3）研修受講者に対するフォローアップ及び事業成果の検証

ア 取組主体は、研修期間中及び研修修了後、研修受講者の就農に係る意向や相談事項等（就農希望時期、就農形態、就農場所、作目等）を把握し、新規就農者サポート体制の構成員等と連携の上、就農に向けたサポート等を適切に実施する。

イ 取組主体は、研修修了後、研修受講者に対するアンケート等により、研修の効果や改善点等を把握し、事業の検証結果を第10の1に掲げる事業実績報告書に記載する。

ウ 取組主体は、事業実施年度から第8の1の（1）の成果目標で作成した目標年度の翌年度までの間、アンケート等により、研修受講者の就農状況等を調査する。

エ 取組主体は、ウによる調査結果を取りまとめ、調査実施年度の翌年度の6月末までに、取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県を通じて、別紙様式第9号の成果報告書により、地方農政局長に報告するものとする。

オ 取組主体は、ウによる調査結果も踏まえ、研修受講者に対する継続的なフォローアップ及び研修カリキュラムの改善に努めるものとする。

第8 事業実施計画等の提出

1 サポート体制構築事業実施計画

（1）取組主体は、本事業を実施する場合、事業実施年度の翌年度から3年間の新規就農者の数を成果目標とするサポート体制構築事業実施計画を別紙様式第2号により作成し、取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事に提出し、承認を得る。

（2）サポート体制構築事業実施計画について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、（1）の手續に準じて行う。

2 都道府県サポート体制構築事業実施計画

（1）都道府県知事は、1により提出されたサポート体制構築事業実施計画について、取組主体が本事業の取組主体として適当であるか及び取組主体により実施予定の研修等が効果的なものと認められるか等を確認の上、別表3－1から別表3－5までのポイント表によりポイント付けの上、別紙様式第3号の都道府県サポート体制構築事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出する。

（2）国は、（1）で提出されたサポート体制構築事業実施計画について、第2の事業の種類ごとにポイントの順に予算の範囲内で採択するものとする。なお、同ポイントの場合は、国費が少ない事業を優先的に採択する。

（3）地方農政局長は、（2）で採択されることになったサポート体制構築事業実施計

画を承認し、別紙様式第4号により都道府県知事に通知するものとする。

- (4) 都道府県サポート体制構築事業実施計画について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、(1)及び(2)の手續に準じて行う。

なお、新たな取組主体がない場合は、ポイント付けは不要とする。

- (5) 国は、事業実施前に本事業に対する要望を把握する。

3 サポート体制構築事業(全国)実施計画

- (1) 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第5号によりサポート体制構築事業(全国)実施計画を作成し、原則、交付申請時に添付する。ただし、全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長の求めに応じ、交付申請の提出より前に、サポート体制構築事業(全国)実施計画を提出しなければならない。また、交付決定前に事業を実施する必要がある場合は、交付申請前に、サポート体制構築事業(全国)実施計画について経営局長の承認を得る。
- (2) サポート体制構築事業(全国)実施計画について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、補助金等交付要綱第10の変更等承認申請書に添付する。

第9 補助金の交付等

- 1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、予算の範囲内において、本事業に要する経費を補助する。
- 2 全国農業委員会ネットワーク機構は、第8の3の計画について予算の範囲内で、本事業に要する経費を都道府県知事に交付する。
- 3 補助金の交付を受けた都道府県知事は、第8の2の(2)により承認された都道府県事業実施計画に基づき、取組主体に対し補助金を交付する。
- 4 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施に関する交付規則を作成することとし、交付規則を作成又は変更したときは、経営局長の承認を得るものとする。

第10 事業実績報告の提出

1 サポート体制構築事業実績報告書

取組主体は、事業実績について、別紙様式第2号により実績報告を作成し、事業完了の日から1か月以内又は当該事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに都道府県知事へ報告する。

2 都道府県サポート体制構築事業実績報告書

都道府県知事は、1の実績報告を踏まえ、別紙様式第3号により都道府県実績報告を作成し、補助事業の完了の日から3か月以内又は補助事業の完了年度の翌年度の6月末日のいずれか早い期日までに、地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。

3 サポート体制構築事業(全国)実績報告

全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第5号により全国事業実績報告を作成し、補助事業の完了年度の翌年度の7月末日までに経営局長に報告する。

第 11 達成状況の報告

- 1 取組主体は、第 8 の 1 の（１）の成果目標で作成した事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、成果目標の達成状況について、当該年度の翌年度の 4 月末日までに別紙様式第 6 号により都道府県知事に報告する。
- 2 都道府県知事は、1 による報告を受けた場合には、その内容について確認し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、取組主体に対して改善に向けた助言、指導を行うなど、適切な改善措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県知事は、1 による報告及び 2 で行った助言、指導についてまとめ、毎年度の 5 月末日までに、別紙様式第 7 号により地方農政局長に報告する。なお、都道府県知事は、目標年度の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について確認し、成果目標が達成されていないと判断するときは、取組主体に対し、別紙様式第 8 号により改善計画を提出させ、適切な指導を行うとともに、地方農政局長に目標年度の翌年度の 7 月末日までに報告するものとする。
- 4 地方農政局は 3 の報告を受けた時は、内容を確認の上、必要に応じ都道府県に助言、指導を行う。
- 5 国は、都道府県知事に対し、3 に定める報告以外に、必要に応じ、取組主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができる。

第 12 個人情報の取扱い

本事業により就農相談を受けた就農希望者等の情報及び選定した就農支援員等の情報については、別紙様式第 11 号により適切に取り扱うよう留意すること。

また、個人情報の管理については、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。

第 13 適正な執行の確保

- 1 取組主体は、別表 1、別表 2－1 から別表 2－3 までに定める補助対象経費以外に使用した場合には、速やかに、交付された補助金の一部又は全部を国に返還するものとする。
- 2 国は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、取組主体、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。

その際、取組主体、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構は、調査に協力するものとする。

第 14 環境負荷低減に向けた取組の実施

取組主体は、本事業の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

別表 1

事業の種類	取組主体	補助対象経費	補助率	補助金上限
1 就農相談体制の整備	第 4 のとおり	就農相談員の取組に必要な経費 ただし、詳細については別表 2-1 のとおりとする。	1/2 以内	100 万円
2 先輩農業者等による技術面等のサポート		(1) 就農支援員による指導謝金 (2) 新規就農者を対象とした研修会・講習会の開催経費 ただし、(2) の詳細については別表 2-2 のとおりとする。		100 万円 ただし、(1) については、新規就農者 1 人当たり上限 5 万円とする。 (複数の就農支援員が 1 人の新規就農者を支援する場合についても合計 5 万円を上限とする。)
3 研修農場の整備		研修農場の新設及び研修内容の強化に必要な以下の農業用施設等の取得又は改良に必要な経費 (1) 農業用施設 (2) 農業用機械 (アタッチメント含む)・設備		
4 社会人向けの農業研修の実施		社会人向けの農業研修の実施に必要な経費 ただし、詳細については別表 2-3 のとおりとする。	定額	300 万円
事務等経費	全国農業委員会ネットワーク機構	第 2 の 1 から 4 までは実施する際に必要な事務等経費	定額	

別表 2-1

第 2 の 1 の事業の補助対象経費の使途基準

区分	内容
賃金	事業を実施するための、資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。 賃金単価については、取組主体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 なお、設定された単価が妥当であることを精査するため、上記の賃金支給規則等を申請の際に添付することとする。 賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。 また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならないものとする。 ただし、事業実施に直接関係する業務であっても地方公共団体の職員（会計年度任用職員を除く）、農業協同組合の正職員については、賃金を支払うことはできない。
会計年度任用職員給与等	地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合については、地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給与及び手当について、本事業への従事割合に応じて助成対象とすることができる。 この場合、給与等が妥当であることを精査するため、給与に関する条例、勤務条件通知書等を申請の際に添付することとする。 また、取組主体は、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。
謝金	事業を実施するための、専門的知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。 謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。 なお、設定された単価が妥当であることを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付することとする。 また、取組主体又は協議会に参画する組織に属する者及び臨時雇用者等に対しては、謝金を支払うことはできない。

旅費	事業を実施するための、資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に要する経費。なお、取組主体に旅費の支給に関する規定等がある場合、当該規定によることができるものとする。
備品費	事業を実施するための、取得単価が 50 万円未満の設備（機械・装置）・物品等の購入に必要な経費（農業用機械を除く。）（これらの据付等にかかる経費を含む。）。
消耗品費	事業を実施するための、原材料、取得価格が 5 万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費。
印刷製本費	事業を実施するために追加的に必要となる文書、会議資料等の印刷製本の経費。
通信運搬費	事業を実施するために追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除く。）。
役務費	事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工、システム開発・改良等を専ら行うために必要な経費。
使用料及び賃借料	事業を実施するために追加的に必要となるパソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具等の借料及び損料（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除く。）。
その他	事業を実施するための、広告費、文献等購入費、複写費、交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等「旅費」で支出されない経費）、自動車等借上料、会場借料、原稿料、収入印紙代、傷害・賠償保険加入費等の雑費など、他の費目に該当しない経費。

（注）

- 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。
- 2 賃金及び謝金については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

別表 2-2

第 2 の 2 の事業の補助対象経費の使途基準

区 分	内 容
謝金	事業を実施するための、専門知識の提供等の協力者に対する謝礼に要する経費。 謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付することとする。 また、取組主体又は、協議会に参画する組織に属する者に対しては、謝金を支払うことはできない。
旅費	外部有識者を招聘し、事業を実施する際に要する経費。取組主体に旅費の支給に関する規程等がある場合、当該規定によることができるものとする。
備品費	事業を実施するための、取得単価が 50 万円未満の設備（機械・装置）・物品等の購入に必要な経費（農業用機械を除く。）（これらの据付等にかかる経費を含む）。
消耗品費	事業を実施するための、原材料、取得価格が 5 万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費。
印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、研修資料等の印刷製本の経費。
通信運搬費	事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）。
役務費	事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工、システム開発・改良等を専ら行うために必要な経費。
使用料及び賃借料	事業を実施するために追加的に必要となるパソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具等の借料及び損料（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除く。）。
その他	事業を実施するための、文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代など他の費目に該当しない経費。

(注)

- 1 謝金については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

別表 2-3

第 2 の 4 の事業の補助対象経費の使途基準

区 分	内 容
謝 金	事業を実施するために必要となる専門知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。 謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 また、取組主体等の事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。
旅 費	事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。取組主体に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとする。
賃 金	事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。 賃金単価については、取組主体の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。 設定された単価等が妥当であるかを精査するため、賃金等の支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。 また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。 ただし、事業実施に直接関係する業務であっても地方公共団体の職員（会計年度任用職員を除く）、農業協同組合の正職員については、賃金を支払うことはできない。
会計年度任用職員給与等	地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合については、地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給与及び手当

	について、本事業への従事割合に応じて助成対象とすることができる。 この場合、給与等が妥当であるかを精査するため、給与等に関する条例、勤務条件通知書等の根拠となる資料を申請の際に添付するとともに、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。
備品費	事業を実施するために直接必要となる取得単価が5万円以上の機器、装置、物品等の購入に必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）（リース等が困難な場合に限る）。
消耗品費	事業を実施するために必要となる取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、原材料、生産資材、各種事務用品等の調達に必要な費用。
印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費。
通信運搬費	事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する経費は含まれない）。
使用料及び賃借料等	事業を実施するため追加的に必要となる教育コンテンツやサービスの使用料、カメラ、パソコン、ソフトウェア、教育機材、講義等の会場、農業用機械・設備等、移動用バス等事業用機械器具等の借料及び損料（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は含まれない）。
役務費	取組主体が直接実施することが困難である役務（ホームページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費。
委託費	事業の交付目的たる事業の一部分（教育コンテンツの作成等）を他の事業者等に委託するために必要な経費。
その他	事業を実施するために必要な文献等購入費、複写費、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分など他の費目に該当しない経費。

(注)

- 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。
- 2 賃金及び謝金については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

別表 3-1 (第2の1から4までの事業に係る配分ポイント)

	項目		判断基準	ポイント
1	地域のサポート体制		サポート体制計画の支援分野全てについて担当機関、部署が決まっている。	1
2	サポート体制計画の支援内容		支援内容の区分毎にその他を除く全ての項目に支援内容を記載している。	1
3	住居のあっせん		就農希望者や新規就農者が利用できる住居があらかじめ用意されている。 (用意されている物件の状態、場所等がわかる資料を添付すること)	2
4	農地のあっせん		就農希望者については以下の①を、新規就農者については①及び②を満たすこと。 ① 地域計画の区域内に賃借権等の権利を取得できる農地があらかじめ見込まれていること。 ② 目標地図に位置付けられ又は位置付けられる見込みであること。 なお、いずれの場合も、地域計画の策定に向けた協議を実施中の場合を含むこととする。 (用意している農地について、あっせんを受ける者にその利用状況等の現況や営農条件等を説明する資料、①又は②のことが分かる目標地図又は協議の関係資料等を添付すること。)	2
5	過去3年間の新規就農者の定着率		事業開始前3年間に新規就農した者の定着率が90%以上であること。	2
6	事業実施年度の翌年度から3年間の新規就農者の目標		事業後3年間の新規就農者数の合計が、事業開始前3年間合計の150%以上200%未満になる計画となっていること。	1
			事業後3年間の新規就農者数の合計が、事業開始前3年間合計の200%以上になる計画となっていること。	3
7	農山漁村における女性の登用	(1) 取組主体が市町村、農業団体等の場合	女性登用の数値目標・取組計画の設定がある。 (第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)等に基づき策定された数値目標・取組計画が確認できる資料を添付すること)	1
		(2) 取組主体が協議会の場合	構成員のいずれかに女性登用の数値目標・取組計画の設定がある。 (第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)等に基づき策定された数値目標・取組計画が確認できる資料を添付すること)	1

別表 3－2（第 2 の 1 の事業に係る配分ポイント）

	項目	判断基準	ポイント
1	就農相談	就農相談会について、年 4 回以上出展者として参加する、又は自らが開催する計画となっている。	2
		就農相談体制を整備するに当たり、就農相談員を新たに雇用することにより、専任の職員を増員することで、組織の強化を図る又は図っている。	2
2	実施計画	就農希望者と農業又は地域とのミスマッチを防ぐため、本格的な就農準備に入る前に農業体験や短期の研修を 2 回以上実施する計画となっている。	1
		就農希望者、新規就農者が互いに情報交換ができる交流会又はネットワーク作りを行う計画となっている。	1
		就農に必要な知識と技術を習得できる研修計画を作成することとしている。	1
		就農希望者とのミスマッチを防ぎ、定着を促進するため、研修プログラムに掲げる各品目ごとに、労働時間や農業所得（経費や施設・機械等の減価償却費を含む。）、地域における生活費等の詳細をそれぞれ明らかにすることにより、就農後の農業経営及び地域での生活のイメージを明確に示す計画となっている。	2
3	都道府県加算	申請数の 5 倍を都道府県ポイントとして、都道府県が独自に設定した判断基準により配点	

別表 3－3（第 2 の 2 の事業に係る配分ポイント）

	項目	判断基準	ポイント
1	就農支援員の選定	地域の推進品目全てに就農支援員を選定している。	1
		就農希望者（研修生等）に対し、指導経験がある者を就農支援員に選定している。	1
		UI ターン者を就農支援員に選定している。	1
		女性農業者を就農支援員に選定している。	1
2	実施計画	新規就農者一人に対し、複数の就農支援員を設定する計画を立てている。	1
		就農支援員が月 1 回以上、担当の新規就農者の面談を実施する計画を立てている。	1
3	都道府県加算	申請数の 5 倍を都道府県ポイントとして、都道府県が独自に設定した判断基準により配点	

別表 3－4（第 2 の 3 の事業に係る配分ポイント）

	項目	判断基準	ポイント
1	指導体制	常勤の指導者がいる。	1
2	実習において、右記のカリキュラムを設定	スマート農業	2
		GAP 等の認証制度	2
		有機農業等の環境と調和のとれた農業	2
3	座学において、右記のカリキュラムを設定	スマート農業	1
		GAP 等の認証制度	1
		有機農業等の環境と調和のとれた農業	1
		リスク管理（BCP、保険制度等）	1
		労働環境改善（就業規則等の策定・見直し、労働時間の削減（経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入等）、労働負荷削減のための見直し（作業工程の見直し、作業マニュアルの作成等）、マネジメント体制の強化（人事制度や人材管理システムの導入等）、労働・社会保険への加入等）	1
4	経営モデルの策定	就農後の標準的な経営規模・収入等を示した経営モデルを策定している。 ※当該経営モデルの内容が分かる資料を添付すること。	1
5	研修修了生の、新規就農 1 年目の目標平均売上高	平均 700 万円以上	3
		平均 500 万円以上、700 万円未満	2
		平均 300 万円以上、500 万円未満	1
6	研修終了後のサポート	就農後に就農支援員等による技術指導等を行う。 ※事業計画書の研修カリキュラムの欄に内容を記載すること。	2
7	都道府県加算	申請数の 5 倍を都道府県ポイントとして、都道府県が独自に設定した判断基準により配点	

別表 3－5（第 2 の 4 の事業に係る配分ポイント）

	項目	判断基準	ポイント
1	研修内容	主要な農作業工程※を一通り実習できる内容となっている。 ※播種、育苗、定植、施肥、農薬散布、誘引、摘果・摘芯・摘葉・芽かき、剪定、授粉、収穫、調製等。ただし、品目の性質や研修時期等を踏まえ、一部の工程を除外できる。	3
		複数品目について実習できる内容となっている。	3
		スマート農業に関する研修を 5 時間以上実施する計画となっている。	1
		有機農業等の環境配慮型農業に関する研修を 5 時間以上実施する計画となっている。	1
		GAP 等の認証制度に関する研修を 3 時間以上実施する計画となっている。	1
		労働環境改善（就業規則等の策定・見直し、労働時間の削減（経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入等）、労働負荷削減のための見直し（作業工程の見直し、作業マニュアルの作成等）、マネジメント体制の強化（人事制度や人材管理システムの導入等）、労働・社会保険への加入等）に関する研修を実施する計画となっている。	1
2	受講者に対するフォローアップ体制	新規就農に係る課題全般に一元的に対応できる者（就農相談員等）を設置している。	3
		新規就農者に対し、技術・販路等の指導を行う先輩農業者等（就農支援員等）を設置している。	3
3	研修受講者数	・ 本事業の開始前に既に就農希望者向けの研修を実施しており、当該研修の受講者数の 200%以上となる計画となっている場合。 ・ 就農希望者向けの研修を初めて実施する場合。 ※事業開始前の就農希望者向け研修の内容、受講者数が分かる資料を添付すること。	3
		研修受講者数が、事業開始前の就農希望者向け研修受講者数の 150%以上となる計画となっている。 ※事業開始前の就農希望者向け研修の内容、受講者数が分かる資料を添付すること。	1
4	都道府県加算	申請数の 5 倍を都道府県ポイントとして、都道府県が独自に設定した判断基準により配点	

別記4 別紙様式第1号

サポート体制計画（令和〇年度サポート体制構築事業関係）

都道府県名		市町村名		問合せ 窓口	（組織名）※WEBサイトに掲載可能な情報を記載 （住所）※WEBサイトに掲載可能な情報を記載	（電話）※WEBサイトに掲載可能な情報を記載 （メールアドレス）※WEBサイトに掲載可能な情報を記載
-------	--	------	--	-----------	---	---

第1 新規就農者に関する目標及び実績（必須）

（単位：人）

		目標		直近過去実績						備考 (年度の考え方等、補足説明が 必要な事項がある場合は記載)
		令和〇年度		令和〇年度		令和〇年度		令和〇年度		
		うち49歳以下		うち49歳以下		うち49歳以下		うち49歳以下		
新規就農者数(必須)										
内 訳	新規参入者数									
	新規自営農業就農者数									
	新規雇用就農者数									

注1：「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。）し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。
なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2：「新規自営農業就農者」とは、家族経営体（1世帯（雇用者の有無を問わない）で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。）の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3：「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い（年間7か月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者（外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。）をいう。

第2 新規就農者への地域サポート内容

1 地域の紹介等(必須)

就農希望者に向けたサポート宣言	※就農希望者に向けてどのようなサポートをするのか、訴求ポイントを記入(50文字程度)
地域と農業の紹介文	
主な農産物	
地域が求める新規就農者	

2 地域サポート体制(必須)

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
技術・経営指導		販路支援	
農地確保支援		生活に係る支援 (住居、子育て等)	
機械・施設等の確保支援		事務局・全体調整	
資金相談		その他(〇〇)	
農業者による指導		その他(〇〇)	

3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

区分	支援項目		支援内容の紹介
就農意欲喚起		就農・移住相談対応、就農相談会の開催	
		就農体験ツアー・インターンシップの実施	
		WEBページ、パンフレット等での情報提供	
		その他	
就農前の支援		研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)	
		就農計画作成サポート	
		農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
		販路確保、販路開拓に向けた支援	
		生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	
		その他	

就農後の定着・経営発展に向けた支援		就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	
		規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
		販路確保、販路開拓に向けた支援	
		地元農家や地域住民との交流促進の取組	
		生活に関わる支援（住居のあっせん・手当、子育て支援等）	
		その他	

注：地域で実施している支援について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 就農までの流れ（必須）

就農相談	就農準備段階	就農

5 経営開始5年目の農業経営の目標・農業経営モデル

(1) 経営開始5年目の目標(主たる従事者1人当たり)(必須)

年間所得	万円	年間労働時間	時間
------	----	--------	----

(2) 経営開始5年目の目標となる農業経営モデル(必須)

営農類型	品目	経営規模(a、頭数等)	収量	収支	労働力	主たる従事者1人当たり労働時間	備考
施設野菜		a	t/10a	売上 万円	専従 人	h/年	
				経費 万円	パート 人		
				所得 万円			
主な施設・機械等		棟		台		台	
		式		台		台	
		台		台		台	

注: 必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

(3) その他情報(任意、自由記載)

--

注: 必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

(別記 4 別紙様式第 2 号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
サポート体制構築事業実施計画（実績報告）書

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

(取組主体名)
(代表者名)

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号）別記 4 の第 8 の 1 ⁽¹⁾の規定に基づき承認を受けたいので⁽²⁾、別添のとおりサポート体制構築事業実施計画（実績報告）書を申請⁽³⁾します。

※下線部(1)は、実績報告の場合は、「第 10 の 1」とする。

(2)は、実績報告の場合は不要。

(3)は、実績報告の際には「報告」とする。

取組主体

都道府県				
対象地域 (市町村名)				
取組主体名				
代表者	フリガナ 氏所属部署 住所等 〒 TEL FAX メールアドレス	リ	ガ	
事務局 連絡先	フリガナ 氏所属部署 住所等 〒 TEL FAX メールアドレス	リ	ガ	
会計担当者	フリガナ 氏所属部署 住所等 〒 TEL FAX メールアドレス	リ	ガ	

事業実施体制

1 事業実施体制（フロー図を含む）

※ 他組織と連携して事業を実施する場合は、連携内容を具体的に記載する。

2 添付資料

サポート体制計画又は地域サポート計画

（地域サポート計画が、ポータルサイト「農業をはじめる.JP」に登録されている場合は、URL を記入し添付は不要）

地 域 の 概 況

1 地域農業の概況

※ 地域の地理的な状況及び農業概況を記載するとともに、担い手の状況及び新規就農の状況を記載する。

2 就農への支援の概況

項目	支援の内容
住居のあつせん	※ 就農希望者や新規就農者が利用できる住居をあらかじめ用意している場合に、具体的な支援の内容を記載し、用意している物件の状態、場所がわかる資料を添付すること。
農地のあつせん	※ 新規就農者等が賃借権等の権利を取得できる農地をあらかじめ用意している場合に、具体的な支援の内容（その利用状況等の現況や営農条件等を含む。）を記載した資料及び目標地図への位置付け等を行っていることが分かる資料を添付すること。

3 新規就農の概況

（１）過去３年間の新規就農者の定着率

就農年度	前々前年度 (○年度)	前々年度 (○年度)	前年度 (○年度)	合計
新規就農者数 (経営体)				

※新規就農者数は上段に新規就農者数を、下段に（ ）書きで事業実施年当初の定着率を記載する。

（２）事業実施年度の翌年度から３年間の新規就農者の目標

就農年度	事業開始前 ３年間の 合計	事業実施 １年後 (○年度)	事業実施 ２年後 (○年度)	事業実施 ３年後 (○年度)	合計
新規就農者 数 (経営体)					

※合計欄については、上段に新規就農者の人数を、下段に（ ）書きで増加率を記載する。

4 農山漁村における女性の登用に関する事項

取組主体（取組主体が協議会の場合は、構成員のいずれか）が第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）等に基づき策定された数値目標・取組計画を設定していれば、その概要を記載してください。

組織名

取組計画の名称	目標数値

※1 協議会等で複数の組織が数値目標を設定していれば、全て記載する。

※2 取組計画の内容、目標数値がわかる資料を添付すること（抜粋可）。

事業内容及び計画

1 取り組む事業の種類

事業の種類	取組の有無
就農相談体制の整備	
先輩農業者等による技術面等のサポート	
研修農場の整備	
社会人向けの農業研修の実施	

※ 取り組む事業の種類全てに「○」を記載する。

2 事業の取組方針

全体方針

※1 本事業実施の必要性、関係機関との連携内容、本事業終了後の構想等を記載する。

※2 新規就農者サポート支援体制の構築に関する取組内容を記載する。

3 取組主体又は協議会の構成員

--

※ 市町村、□□農業公社、○○農業協同組合等を記載する。
 ※ 取組主体が協議会の場合は、構成員の役割についても記載する。

4 就農相談体制の整備計画（実績）（※取り組む場合のみ記載）

（１）就農相談員の設置及び相談対応（必須）

ア 就農相談員の設置

就農相談員の氏名	役職及び位置付け

イ 新規就農に対する相談体制

※ 就農相談員の役割、相談対応の分担等を記載する。

ウ 相談対応の方針

相談会の名称	開催場所	開催時期	開催（参加）回数

※ 相談会の開催、参加を行う場合記載する。
 ※ 全国新規就農相談センター、都道府県との連携についても記載する。

（２）新規就農サポート会議の開催（必須）

※ 会議の構成員、開催計画・内容を記載する。

(3) 就農準備のサポート（必須）

(ア) 農地のあっせん・確保

(イ) 農業機械等のあっせん・確保

(ウ) 就農計画の作成

(エ) 生活面のサポート

(4) 市町村就農相談カルテの記録（必須）

全国データベース及び市町村就農相談カルテの活用方針等

(5) 情報の収集及び発信（必須）

地域の新規就農支援及び生活支援に係る情報収集と情報発信の方針

(6) 受入プログラムの作成

就農希望者、新規就農者が互いに情報交換できる交流等の場の提供	開催時期

※ 交流会等を行う場合記載する。

※ 既存のプログラムがある場合はその旨記載し、資料を添付すること。

(7) 研修プログラムの作成

※ 既存のプログラムがある場合はその旨記載し、資料を添付すること。 ※ 就農希望者と農業のミスマッチを防ぎ、定着を促進するため、研修プログラムに掲げる各品目ごとに、労働時間や農業所得（経費や施設・機械等の減価償却費を含む。）、地域における生活費等の詳細をそれぞれ明らかにすることにより、就農後の農業経営及び地域での生活のイメージを明確に示す資料がある場合は、添付すること。
--

(8) 農業就業体験及び現地見学会の開催

開催内容等		
名称	内容、対象者、人数 等	開催時期

(9) 就農後のスキルアップ支援

--

(10) 事業のスケジュール

月	取組内容
○月	
○月	
○月	
○月	
(参考) 既存の取組	
※ 事業内容のうち、既存の取組がある場合は、参考欄に既存の取組を記載する。	

(1) 就農支援員

※ 資質については、就農支援員に選定した理由等を記載する。

就農支援員の氏名	
担当する新規就農者の氏名	
技術指導・助言の方針	
年間計画（月毎に記載）	

※2 実績報告の際には、別紙様式第3号別添2を添付すること。

292

6 研修農場の整備 (※取り組む場合のみ記載)

(1) 研修計画(実績)

ア 研修農場設置場所等

所在地	面積・施設

※ 複数箇所設置する場合は、全て記載する。

イ 研修の目標及び内容

研修コース名		研修期間
		日間
開催時期	対象作物	対象人数
研修カリキュラム		

※ 実習、座学に分けて研修の内容を記載する。(実習及び座学それぞれの時間数も記載する。)

※ 研修コースが複数ある場合は、研修コース毎に記載する。

ウ 研修の計画(実績)

月	研修会・講習会開催内容
○月	
○月	
○月	

※ 研修コースが複数ある場合は、研修コース毎に記載する。

エ 研修修了生の、新規就農1年目の目標平均売上高

作目	売上高(千円)	備考

※ 備考には販売先など売上高の根拠を記載する。

(2) 研修農場整備計画（実績）

ア 施設・整備の必要性

--

イ 整備する施設・機械

No	整備内容 (施設、機械名等)	事業量 (規模、 台数等)	規模決定根拠	着工（契約） 予定年月日	竣工予定 年月日

※ 「規模決定根拠」の欄には根拠とした資料名等を記載する。

単位：円

No	事業費	負担区分			耐用 年数 (年)	備考
		国庫補助金	自己負担	その他		
合計						

※ 「備考」欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には、「除税額〇〇円うち国費〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記載する。

(3) 添付資料

配置図、設計図及び仕様書、見積書等整備内容の詳細が分かる資料

7 社会人向けの農業研修の実施計画（実績）（※取り組む場合のみ記載）

※ 要綱第7の4の（1）のアに掲げる社会人と、（2）のウに掲げる他産業を離職した者等を分けて記載すること。

（1）受講対象者（実際に受講した者）及び人数（実際に受講した人数）

--

（2）実施期間（実際に実施した期間）

--

（3）実施場所（実際に実施した場所）

名称	住所

※ 複数箇所で実施する場合は、全て記載する。

（4）実施内容及び時間数（実際に実施した内容及び時間数）

研修コース名	対象作物	研修期間
		月
実施内容 ※ 漏れなく記載する。 ※ 実習および座学ごとに時間数・実施形態等を記載する。		

※研修コースが複数ある場合は、研修コース毎に記載する。

(5) 研修の計画（実績）

月	内容
○月	
○月	
○月	

(6) 受講者に対するフォローアップ体制の概況（設置している場合のみ記載）

項目	支援内容
就農相談員等	
先輩農業者等	

(7) 研修受講者へのアンケートによる研修効果等の把握

研修コース名	受講人数
	名
アンケート結果 注：事業効果を把握するためのアンケートの内容は以下のとおりとする。 ①研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合（必須） 〔4段階評価：大変役に立つ、役に立つ、あまり役に立たない、役に立たない〕 ②研修を受講することにより、就農意欲が高まったと回答した者の割合（必須） 〔4段階評価：とても強くなった、強くなった、あまりならなかった、ならなかった〕 ③その他（取組主体で必要な項目を設定）	

※研修コースが複数ある場合は、研修コース毎に記載する。

8 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

9 環境負荷低減に向けた取組の実施
環境負荷低減チェックシートを添付すること

(別添 1)

事業収支予算計画（実績）
（サポート体制構築事業用）

経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に要する経費 (A+B+C+D)	負担区分				備 考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	都道府県(B)	市町村 (C)	その他 (D)	
1 就農相談体制の整備						
2 先輩農業者等による 技術面等のサポート						
3 研修農場の整備						
4 社会人向けの農業研修の実施						
合 計						

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上すること。
 2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付すること。
 3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。

(別添 2)

就農支援員活動実績（就農支援員記載用）
（サポート体制構築事業業）

指導日誌

	指導内容	指導時間
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:
月 日 : ~ :		:

※ 上記内容が記載された指導日誌であれば、本様式に限らない。

就農支援員署名

新規就農者署名

(別添 3)

就農支援員指導内容報告書（新規就農者記載用）
（サポート体制構築事業）

新規就農者氏名

担当就農支援員氏名

就農支援員からの 指導回数・頻度等	
就農支援員による 指導内容	
就農支援員に期待 すること	
その他 （サポート体制等 において確認した い内容等）	

(別記 4 別紙様式第 3 号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
都道府県サポート体制構築事業実施計画 (〇〇都道府県) (実績報告) 書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〇〇県知事
〇 〇 〇 〇

新規就農者育成総合対策実施要綱 (令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号) 別記 4 の第 8 の 2 の (1) ⁽¹⁾の規定に基づき承認を受けたいので⁽²⁾、別添のとおり都道府県サポート体制構築事業実施計画 (実績報告) 書を申請⁽³⁾します。

※下線部⁽¹⁾は、実績報告の場合は、「第 10 の 2 の (1) 」とする。

⁽²⁾は、実績報告の場合は不要。

⁽³⁾は、実績報告の際には「報告」とする。

(別添)

1 新規就農者の育成・確保の現状と課題

2 事業の実施方針

3 事業の実施により期待できる効果（得られた効果）

※ 下線部分は、実績報告の際には（）内の記載とする。

4 取組主体への指導計画方針（実績）

※ 下線部分は、実績報告の際には（）内の記載とする。

5 都道府県サポート体制構築事業ポイント表（実績では不要）
（別紙様式第3号－①、②、③、④を添付）

6 都道府県事業計画一覧
（別紙様式第3号－⑤を添付）

7 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

8 添付資料

- （1）取組主体ごとの別紙様式第2号 サポート体制構築事業実施計画書
- （2）必要に応じて地方農政局が指示した書類

別記4 別紙様式第3号一①

5 都道府県サポート体制構築事業ポイント表(就農相談体制の整備)

[illegible]

注:ポイント、別表3-1、2、3、4に基づき該当する項目の点数を記載してください。
※1:項目は都道府県独自の項目を設定し都道府県ポイントの加算をしてください。

別記4 別紙様式第3号-②

5 都道府県サポート体制構築事業ポイント表(就農支援員)

[illegible]

注:ポイントとは、別表3-1、2、3、4に基づき該当する項目の点数を記載してください。
※1:項目は都道府県独自の項目を設定し都道府県ポイントの加算をしてください。

別記4 別紙様式第3号-③

5 都道府県サポート体制構築事業ポイント表(研修農場の整備)

番号	都道府県名	取組主体名	項目	研修農場の整備										ポイント合計			事業費（円）						備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
				共通							1			2			3				4	5		6	7			共通	研修農場の整備	合計	事業費	負担区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
				1	2	3	4	5	6	7	指導体制	実習において、下記のカリキュラムを設定			産学において、下記のカリキュラムを設定				経営モデルの策定	研修修了生の、新規就農1年目の目標平均売上高	研修修了後のサポート	都道府県加算			国庫補助金	都道府県	市町村					その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
												（1）取組主体が市町村、農業団体等の場合			（2）取組主体が協議会の場合			常勤の指導者がいる				スマート農業		GAP等の認証制度									有機農業等の環境と調和のとれた農業	スマート農業	GAP等の認証制度	有機農業等の環境と調和のとれた農業	リスク管理（BCP、保険制度等）	就農後の標準的な経営規模・収入等を示した経営モデルを策定している。	就農後に就農支援等による技術指導等を行う。	※1	※1	※1	県ポイント計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			地域やサポート体制	サポート体制計画の支援内容	住居のあつせん	農地のあつせん	過去3年間の新規就農者の定着率	事業実施年度からの3年間の新規就農者の目標																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									</

※1-項目は都道府県独自の項目を設定し、都道府県ポイントの加算を1.してください。

別記4 別紙様式第3号-④
5 都道府県サポート体制構築事業ポイント表(社会人向けの農業研修の実施)

番号	都道府県名	共通							社会人向け研修の実施														ポイント合計			事業費(円)					備考																																																																																																																																																																																																																																												
		項目	1	2	3	4	5	6	7	1					2		3		4				共通	社会人向けの農業研修の実施	合計	事業費	負担区分																																																																																																																																																																																																																																																
			地域のサポート体制	サポート体制計画の支援内容	住居のあつせん	農地のあつせん	過去3年間の新規就農者の定着率	事業実施年度の翌年度から3年間の新規就農者の目標	農山漁村における女性の登用	研修内容					受講者に対するフォローアップ体制		研修受講者数		都道府県加算								国庫補助金	都道府県	市町村	その他																																																																																																																																																																																																																																													
										(1)取組主体が市町村、農業団体等の場合	(2)取組主体が協議会の場合	新規就農者に対する研修等に関する計画となっている。	労働環境改善(就業規則等の策定・見直し、労働時間の削減(経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入等)、労働負荷削減のための見直し(作業工程の見直し、作業マニュアルの作成等)、マネジメント体制の強化(人事制度や人材管理システムの導入等)、労働・社会保険への加入等)	新規就農者に係る課題全般にわたる研修を行う先(就農希望者等)を支援している。	本事業の開始前に既に就農希望者向けの研修を実施している場合、当該研修の受講者数の200%以上となる計画となっている。	研修受講者数が、事業開始前の就農希望者向け研修の内容、受講者数が分かる資料を添付すること)	研修受講者数が、事業開始前の就農希望者向け研修の内容、受講者数が分かる資料を添付すること)	申請数	加算できるポイント数	0																																																																																																																																																																																																																																																							
判断基準	サポート体制計画の支援分野について担当機関、部署が決まっている。	支援内容の区分毎にその地域全体に於いて担当している。	住居があらわに用意されている物件の状態、場所等がわかる資料を添付すること)	就農希望者や新規就農者が利用できる。①地域計画の区域内に賃借権等の権利を取得できる農地があらかじめ見込まれていること。②目標地域に位置付けられ又は位置付けられる見込みであること。なお、いずれの場合も、地域計画の策定に向けた協議や実施中の場合を含むこととする。(用意している農地について、あつせんを受ける者にその利用状況等の現況や営農条件等を説明する資料、①又は②のことが分かる目標地域又は協議の関係資料等を添付すること)	事業開始前3年間の新規就農者の定着率が90%以上であること。	事業後3年間の新規就農者数の合計が、事業開始前3年間合計の150%以上又は200%以上となっていること。	女性登用の数値目標・取組計画の設定がある。(第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)等に基づき策定された数値目標・取組計画が確認できる資料を添付すること)	構成員のいずれかに女性登用の数値目標・取組計画の設定がある。(第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)等に基づき策定された数値目標・取組計画が確認できる資料を添付すること)	主要な農作業工程を一通り実習できる内容となっている。	複数品目について農業に関する計画となっている。	スマート農業に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。										有機農業等の環境配慮型農業に関する研修を3時間以上実施する計画となっている。	GAP等の認証制度に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。		新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。	新規就農者に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。

別記4 別紙様式第3号一⑤

6 都道府県事業計画（実績）一覧

番号	都道府県名	取組主体	成果目標※				事業	ポイント			事業費(円)					備考				
			事業実施 1年後 (○年 度)	事業実施 2年後 (○年 度)	事業実施 3年後 (○年 度)	合計		共通	事業ご とのポ イン	計	事業内容 (人数、施設区分、構造、規模等)	事業費	負担区分							
													国庫補助金	都道府県	市町村		その他			
							就農相談体制の整備													
							就農支援員													
							研修農場の整備													
							社会人向けの農業研修 の実施													
							計													
							就農相談体制の整備													
							就農支援員													
							研修農場の整備													
							社会人向けの農業研修 の実施													
							計													
							就農相談体制の整備													
							就農支援員													
							研修農場の整備													
							社会人向けの農業研修 の実施													
							計													
							就農相談体制の整備													
							就農支援員													
							研修農場の整備													
							社会人向けの農業研修 の実施													
							計													
合計																				

注:※は、実績報告の際には、計画を上段()書きで、実績を下段に記載すること。

(別記 4 別紙様式第 4 号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
都道府県サポート体制構築事業実施計画承認書

番 号
年 月 日

〇〇県知事
〇 〇 〇 〇 殿

〇〇農政局長

令和〇年〇月〇日付けをもって提出のあった令和〇年度新規就農者育成総合対策のうち都道府県サポート体制構築事業実施計画については、承認する。

(別記 4 別紙様式第 5 号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
サポート体制構築事業（全国）実施計画（実績報告）書

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

全国農業委員会ネットワーク機構
(代表者名)

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号）別記 4 の第 8 の 3 の（１）⁽¹⁾の規定に基づき承認を受けたいので⁽²⁾、別添のとおりサポート体制構築事業（全国）実施計画（実績報告）書を申請⁽³⁾します。

※下線部(1)は、実績報告の場合は、「第 10 の 3」とする。

(2)は、実績報告の場合は不要。

(3)は、実績報告の際には「報告」とする。

(別添)

1 事業の実施方針

--

2 事務経費に関する計画（実績）

事 項	内 容	金額（円）

3 都道府県への配分に係る計画（実績）

事 項	計画値（実績 値）	配分及び進行管理方針
配分都道府県 数		
事業費（円）		
就農相談体 制の整備		
先輩農業者 等による技術 面等のサポ ート		
研修農場の 整備		
社会人向け の農業研修 の実施		

4 事業費合計

区 分	金額（円）
事業費 （都道府県への配分費）	
事務等経費	
合 計	

5 事業完了（予定）年月日 年 月 日

6 添付資料

必要に応じて経営局長が指示した書類

(別添)

事業収支予算計画（実績）
（サポート体制構築事業用）

経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に要する経費 (A+B+C+D)	負担区分				備 考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)	その他 (D)	
1 就農相談体制の整備						
2 先輩農業者等による技術面等のサポート						
3 研修農場の整備						
4 社会人向けの農業研修の実施						
5 事務等経費						

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上すること。
 2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付すること。
 3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。

(別記 4 別紙様式第 6 号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
サポート体制構築事業実施状況報告書（事業実施後〇年目）

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事
〇〇〇〇 殿

(取組主体名)
(代表者名)

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号）別記 4 の
第 11 の 1 の規定に基づき、下記のとおり事業実施報告を提出する。

記

1 実施した事業の概要

取組	取組の内容
就農相談体制の整備	
先輩農業者等による技術面等のサポート	
研修農場の整備	
社会人向けの農業研修の実施	

※ 取り組んだ事業について記載する。

2 成果目標達成状況

単位：人

就農年度		事業実施 前々前年度 (〇年度)	事業実施 前々年度 (〇年度)	事業実施 前年度 (〇年度)	事業実施 年度 (〇年度)
新規就農者数 (定着率)	実績				

※ 上段に新規就農者数を下段に（ ）書きで定着率を記載する。

就農年度		事業実施 1年後 (○年度)	事業実施 2年後 (○年度)	事業実施 3年後 (○年度)	事業後3年 間合計
新規就農者数 (経営体)	目標				
	実績				

※ 目標は、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。

3 目標の達成に向けた課題と対応

--

4 成果目標の達成状況についての自己評価（目標年度のみ記載）

--

※ 目標の達成状況、得られた効果及び課題などを記載する。

5 研修農場の状況

研修農場の整備に係る支援を行った場合は記載すること

(1) 研修農場について

事業実施からこれまでの研修人数(経営体)		就農者の就農1年目の平均売上高(円)	(参考)計画時の目標 平均売上高(円)
	うち就農者(経営体)		

(2) 就農者ごとの就農1年目の実績について(該当年度のみ記載)

年齢	単身 or 夫婦	品目名・品 種名等	経営規模 (作付け面 積・飼養頭 数等)	就農1年目 の平均売上 高(千円)	目標平均売 上高 (千円)

(別記 4 別紙様式第 7 号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
サポート体制構築事業実施状況報告書 (〇〇都道府県)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〇〇都道府県知事
〇〇〇〇

新規就農者育成総合対策実施要綱 (令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号) 別記 4 の
第 11 の 3 の規定に基づき、下記のとおり事業実施報告を提出する。

記

1 事業の実施状況

--

※ 目標の達成状況、得られた効果及び課題などを記載する。

2 目標未達の実施主体への指導状況

--

3 添付資料

- (1) 実施主体ごとの別紙様式第 6 号
- (2) 別紙様式第 7 号ー① 都道府県目標達成状況一覧
- (3) 第 11 の 3 の規定に基づき別紙様式第 8 号の改善計画を提出させた時はその写し
- (4) 必要に応じて地方農政局が指示した書類

〇〇農政局都道府県事業実施状況一覧

事業実施〇年後

番号	都道府県名	取組主体	項目		事業実施 年度 (○年度)	事業実施 1年後 (○年度)	事業実施 2年後 (○年度)	事業実施 3年後 (○年度)	合計	成果目標 達成状況 ※1	事業	事業費 (円)	負担区分						
													国庫補助 金(円)	都道府県 (円)	市町村 (円)	その他 (円)			
			就農者数(経営体)	目標	-						就農相談体制の整備								
				実績								就農支援員							
			都道府県からの改善措置の有無及び内容										研修農場の整備						
													社会人向けの農業研修の実施						
													合計						
			就農者数(経営体)	目標	-						就農相談体制の整備								
				実績								就農支援員							
			都道府県からの改善措置の有無及び内容										研修農場の整備						
													社会人向けの農業研修の実施						
													合計						
			就農者数(経営体)	目標	-						就農相談体制の整備								
				実績								就農支援員							
			都道府県からの改善措置の有無及び内容										研修農場の整備						
													社会人向けの農業研修の実施						
													合計						
計			就農者数(経営体)	目標	-						就農相談体制の整備								
				実績								就農支援員							
													研修農場の整備						
													社会人向けの農業研修の実施						
													合計						

※1:目標年度の報告時のみ記載ください。

※2:目標は、計画書から転記してください。

(別記 4 別紙様式第 8 号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
サポート体制構築事業における改善計画

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

(取組主体名)
(代表者名)

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号）別記 4 の第 11 の 3 の規定に基づき、下記の改善計画を実施することとするので、報告する。

記

1 事業で取組んだ内容及びこれまでの状況

就農年度		事業実施 1 年後 (○年度)	事業実施 2 年後 (○年度)	事業実施 3 年後 (○年度)	合計
新規就農者数 (経営体)	目標				
	実績				

※ 目標は、事業実施計画書に記載した内容を転記する。

2 成果目標が未達成である原因及び問題点

3 改善計画及び実施方針

4 改善計画を実施するための推進体制

(別記 4 別紙様式第 9 号)

令和 年度サポート体制構築事業成果報告書 (〇〇都道府県)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〇〇都道府県知事
〇〇〇〇

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号)別記4の第7の4の(3)のエの規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

調査結果報告(令和〇年度受講生・研修コース名)

		事業実施年度 (令和〇年度)	事業実施1年後 (令和〇年度末)	事業実施2年後 (令和〇年度末)	事業実施3年後 (令和〇年度末)	備 考
研修修了者数(A)			名	名	名	
	Aのうち、新規就農者数(B)		名 (=B)/(A) %	名 (=B)/(A) %	名 (=B)/(A) %	
	Aのうち、今後の就農の意向がある人数(C)		名 (=C)/(A) %	名 (=C)/(A) %	名 (=C)/(A) %	
	Cのうち、就農に向けた研修を受講している人数(D)		名 (=D)/(A) %	名 (=D)/(A) %	名 (=D)/(A) %	
	Aのうち、今後の就農の意向が無い人数(E)		名 (=E)/(A) %	名 (=E)/(A) %	名 (=E)/(A) %	

1. 研修修了生の進路等

- (注) 1 事業終了年度の翌年度から3年間を調査対象期間とし、調査時点は調査対象年度末とする。(例:令和5年度受講生は令和6年度末(令和7年3月31日)、令和7年度末、令和8年度末の3回調査を実施する。)
- 2 割合は小数点以下第2位切り捨て。
- 3 単年度に複数コースを開催する場合や複数年度開講する場合は、上記の表をコース・年度毎に追加する。

2. 研修修了生の属性等

(1) Aのうち、新規就農者 (B)

	年齢	性別	居住地 (研修開始時)	研修開始時に従事 していた他産業及 び就業形態	居住地 (現在)	就農 場所	就農 時期	就農形 態	就農した理由	作目
例	43 歳	男	東京都千代田 区	IT 関係業（正社 員） ※離職済の場合で も開始時に従事し ていた産業を記載	●●県○市 △△村×× 地域	※主た る農地 の所在 地等を 記載	2024 年 4 月	雇用就 農／自 営就農	~~~~~ ~~~~~ ~~~~~ ~~。	野菜
1										
2										
3										
4										

(2) Aのうち、今後の就農の意向がある者 (C) ※ (3) に該当する者を除く。

	年齢	性別	居住地 (研修開始時)	研修開始時に従事 していた他産業 及び就業形態	居住地 (現在)	就農予 定・希 望時期	就農予定 形態	就農を希望する 理由	予定 作目
1									
2									
3									
4									

(3) Cのうち、就農に向けた研修を受講している者 (D)

	年齢	性別	居住地 (研修開始時)	研修開始時に従事 していた他産業 及び就業形態	居住地 (現在)	研修場所	就農準備 資金の活 用の有無	就農予定 ・希望時 期	就農予定 形態	就農を希望する理由	予定 作目
1											
2											
3											
4											

(4) Aのうち、今後の就農の意向が無い者 (E)

	年齢	性別	居住地 (研修開始時)	研修開始時に従事 していた他産業 及び就業形態	居住地 (現在)	就農を断念した理由
1						
2						
3						
4						

(注) 単年度に複数コースを開催する場合や複数年度開講する場合は、上記の表をコース・年度毎に追加する。

(別記 4 別紙様式第 10 号)

就農相談等全国データベース等利用権限委任状

年 月 日

委任を受ける者（就農相談員）

氏名 _____

所属 _____

住所 _____

生年月日 _____

e-mail _____

電話番号 _____

上記の者に、下記のことを委任する。

- ・ 就農相談等全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知）別記 4 の第 4 の 2 の（1）のデータベースをいう。）の閲覧及び市町村就農相談カルテ等の入力業務や情報管理。
- ・ 農業委員会サポートシステム（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け農林水産事務次官依命通知）第 3 の 3 の（5）のシステムをいう。）の閲覧。

なお、委任を受けた者は、就農相談等全国データベースや市町村就農相談カルテ（参入相談カルテを含む。）の個人情報については、市町村の定めるところにより適切な管理を行うものとする。

〇〇市町村長 〇〇 〇〇

サポート体制構築事業に係る個人情報の取扱いについて

第1 本事業における個人情報

本事業において作成し、データベースに登録される個人情報及び就農支援員等についての個人情報の取扱いについては、取組主体、都道府県、市町村等が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要がある。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。

第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いにおいて本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられる。

- 1 取組主体及び各都道府県や市町村等の関係機関で就農相談者の情報を共有することにより、就農相談者が就農に至るまでの間の丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 国の新規就農者確保の政策目標の実現に向けた取組状況の確認及びフォローアップ活動に利用すること。
- 3 1及び2の実施に伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第3 同意を得る方法の例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法として次の方法が考えられる。

- 1 就農相談者に対し就農相談、技術指導を実施する際、一緒に「個人情報の取扱い(別紙様式例、以下同じ。)」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。
- 2 就農相談者に対し、農業就業体験及び現地見学会の際に、配付資料として「個人情報の取扱い」を配付し、アンケート結果等と併せて提出してもらう。
- 3 「個人情報の取扱い」において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記載すること。

(別添様式例)

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

サポート体制構築事業に係る個人情報の取扱いについて

取組主体（〇〇〇〇（協議会の場合は、全ての名称））は、サポート体制構築事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、取組主体は、本事業による就農相談者が就農へ至るまでの間のフォローアップ、就農支援員への連絡調整、国等への報告等で利用するとともに、本事業の実施のために、必要最小限度内において次の関係機関（注）へ提供します。

なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

関係機関 (注)	国、農業人材確保推進事業（新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記6の事業をいう。）の第3の事業実施主体及び事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農業経営・就農支援センター、都道府県から農業経営・就農支援センターに係る業務の一部を委託された者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家、都道府県農業委員会ネットワーク機構、市町村、農業委員会、農業協同組合連合会、都道府県農業会議、都道府県農業法人協会、土地改良区、農地中間管理機構、普及指導センター、株式会社日本政策金融公庫、サポート体制参画機関（農業協同組合、〇〇、〇〇）（※ その他追加する機関があれば明確にすること）
-------------	--

※ 本事業以外の事業等に新規就農者確保推進事業の実施に際して得た個人情報を利用する場合は、その旨を追記し、上記関係機関の例に倣って、当該事業等の名称を明確にすること。

個人情報の取扱いの確認
「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。
令和 年 月 日
氏名

市町村就農相談カルテ

秘

整理番号		初回登録年月日		最終更新年月日	
相談形態	☐ 電話	☐ 面接	☐ 手紙	☐ Eメール	☐ その他

就農相談員情報

氏名	
所属組織・団体名	
電話番号	
メールアドレス	

1 新規就農者基本データ

フリガナ													
氏名													
住所	〒					都道府県	市区町村						
	(町名番地)												
連絡先	電話番号1					電話番号2							
	電子メールアドレス												
生年月日					(満 歳)	性別	☐ 男性	☐ 女性	☐ その他				
職業	☐ 会社員	☐ 自営業	☐ 学生	☐ 農業従事者									
	☐ 公務員	☐ 団体職員	☐ パート・アルバイト	☐ 無職									
	☐ その他												
本人年収	百万円		世帯年収	百万円									
家族状況	配偶者の有無	☐ 無し	☐ 有り	子供の有無	☐ 無し	☐ 有り							
	子供の人数・年齢												
	家族の同意	☐ 同意有り・協力有り	☐ 同意有り・協力無し	☐ 同意無し・協力無し									
資格	運転免許	☐ 有り(MT)	☐ 有り(AT限定)	☐ 大型特殊(農耕車限定含む)									
		☐ 無し(取得意欲有り)	☐ 無し(取得意欲無し)										
	その他資格												
出身地	都道府県												

2 農業との関わり・経験等

農業との関わり	☐	両親が農家	☐	両親は農家ではないが、祖父母が農家	☐	非農家
	☐	その他				
	農地の所有・営農状況 (両親が農家、両親は農家ではないが、祖父母が農家を選択した場合、両親又は祖父母の農地の所有・営農状況を記載)					
農作業の経験	☐	農作業の経験無し		☐	農業体験程度	
	☐	実家や親戚等の手伝い程度		☐	学校の実習程度	
	☐	研修中		☐	研修済み	
	「研修中」、「研修済み」を選択した場合、以下を記載					
	研修機関名					
	研修期間、研修内容					
	☐	農業法人等で農作業に従事				
	「農業法人等で農作業に従事」を選択した場合、以下を記載					
	勤務先名称					
	勤務年数、勤務内容					
☐	家庭菜園や市民農園をやっている					
農業教育の経験	☐	無し		農業高校(総合高校含む)	☐	大学の農学部等
	☐	都道府県立の農業大学校			☐	農業専門学校等
	☐	その他				
日本農業技術検定		学科	級	実技	級	

3 個人情報の関係者共有の可否

「個人情報の取り扱いについて」の同意	☐	同意	☐	非同意
--------------------	--------------------------	----	--------------------------	-----

4 就農準備情報について

1) 就農準備を行う都道府県、市町村

都道府県	市区町村
------	------

2) 動機と課題

当市区町村に関心を持ったきっかけ	
移住・就農に向けた課題	

3)必要とする情報

☐	農業をはじめの手順	☐	栽培する品目の選択について
☐	農業をはじめの地域の選択について	☐	農業体験・見学会の開催情報
☐	農業を学べる学校・研修の情報	☐	国や自治体の支援情報
☐	農業法人等の求人情報	☐	新規就農者の事例
☐	農地情報		
☐	その他		

4)就農を意識した動機

--

5)どんな農業をしてみたいか

--

6)関心のある事項

☐	有機栽培・減農薬栽培	☐	水耕栽培	☐	観光農園
☐	加工品の製造・販売	☐	輸出	☐	農家レストラン
☐	農家民泊	☐	スマート農業	☐	わからない
☐	その他				

7)就農希望地

第1希望	都道府県		市町村		
	住居の確保について				
	☐	現住所で対応可能	☐	転居が必要(確保見込み有り)	☐
第2希望	都道府県		市町村		
	住居の確保について				
	☐	現住所で対応可能	☐	転居が必要(確保見込み有り)	☐
第3希望	都道府県		市町村		
	住居の確保について				
	☐	現住所で対応可能	☐	転居が必要(確保見込み有り)	☐

8) 希望作目

第1希望	☐	稲作	☐	麦類作	☐	雑穀・いも・豆類	☐	茶・たばこ等
	☐	露地野菜	☐	施設野菜	☐	果樹	☐	露地花き・花木
	☐	施設花き・花木	☐	その他作物				
	☐	酪農	☐	肉用牛	☐	養豚	☐	養鶏(採卵鶏)
	☐	養鶏(ブロイラー)	☐	その他畜産				
第2希望	☐	稲作	☐	麦類作	☐	雑穀・いも・豆類	☐	茶・たばこ等
	☐	露地野菜	☐	施設野菜	☐	果樹	☐	露地花き・花木
	☐	施設花き・花木	☐	その他作物				
	☐	酪農	☐	肉用牛	☐	養豚	☐	養鶏(採卵鶏)
	☐	養鶏(ブロイラー)	☐	その他畜産				
第3希望	☐	稲作	☐	麦類作	☐	雑穀・いも・豆類	☐	茶・たばこ等
	☐	露地野菜	☐	施設野菜	☐	果樹	☐	露地花き・花木
	☐	施設花き・花木	☐	その他作物				
	☐	酪農	☐	肉用牛	☐	養豚	☐	養鶏(採卵鶏)
	☐	養鶏(ブロイラー)	☐	その他畜産				

9) 就農形態

☐	農業法人等で働きたい								
働き始める時期		☐	すぐにでも	☐	1年以内	☐	3年以内	☐	未定
希望する雇用形態		☐	正社員	☐	契約社員	☐	パートタイム		
将来の希望		☐	勤務先でずっと勤めたい						
		☐	将来は独立したい		独立までの想定年数				
		☐	わからない						
希望年収									
重視する雇用環境	☐	週休2日	☐	長期休暇がとりやすい			☐	残業が少ない	
	☐	定期的な昇給	☐	育成プログラムが優れている			☐	社会保険	
	☐	その他							

☐ 自分で農業経営を始めたい								
経営を始める時期	☐	すぐにでも	☐	1年以内	☐	3年以内	☐	5年以内
	☐	未定						
用意できる自己資金								
研修の希望	☐	希望無し	☐	希望有り				
経営開始時の労働力	☐	単独	☐	家族・パートナー				
	☐	その他						

☐ 親・親戚等の農業経営体で働きたい

☐ 独立に向けて研修したい				
希望する研修方法	☐	就農予定地の研修プログラムに参加	☐	農業大学校・専修学校で学ぶ
	☐	就農予定地の農業者の下で研修	☐	農業法人で働きながら研修
	☐	仕事をしながら研修	☐	オンライン研修
希望する研修期間				

☐ 経営を継承したい						
経営継承後の移行 (経営参画等)	☐	全て継承	☐	一部継承	☐	他の作目で継承
	☐	その他				

☐ 未定

☐ その他

5 相談内容等

1) 相談内容

☐	農地	☐	住居・施設	☐	研修
☐	自治体受入支援	☐	資金	☐	農業法人等求人
☐	雇用就農希望者からの相談	☐	その他		

2) 所感、申し送り事項

--

6 就農支援情報

1) 研修支援

施設・法人名	
研修期間	
研修内容	
施設・法人名	
研修期間	
研修内容	

2) 就農希望者の支援ニーズ

☐	市町村独自の研修	☐	就農計画作成サポート
☐	農地、施設・機械のあっせん	☐	販路確保、販路開拓に向けた支援
☐	地元農家や地域住民との交流促進の取組	☐	生活に関わる支援（住居のあっせん・手当、子育て支援等）
☐	その他		

3) 農地支援

必要な農地の種類		田		畑（露地野菜）		
		畑（施設野菜）		畑（樹園地）		
		畑（その他（花き））		有機栽培等		
		その他（採草放牧地）				
必要な農地の面積	m ²					
取得希望時期		すぐにでも		1年以内		1年超3年以内
		3年超5年以内		その他		
希望借受期間		5年未満		5年超10年未満		10年超20年未満
		20年以上				
農地支援 対応状況						

4) 家畜導入支援

必要な家畜 A	種類		頭羽数	
必要な家畜 B	種類		頭羽数	
必要な家畜 C	種類		頭羽数	
必要な家畜 D	種類		頭羽数	
対応状況				

5) 設備支援

必要な施設・設備 A	施設名			
	規模		面積	
必要な施設・設備 B	施設名			
	規模		面積	
必要な施設・設備 C	施設名			
	規模		面積	
必要な施設・設備 D	施設名			
	規模		面積	
対応状況				

6) 機械支援

必要な機械 A	型式、性能		台数	
必要な機械 B	型式、性能		台数	
必要な機械 C	型式、性能		台数	
必要な機械 D	型式、性能		台数	
対応状況				

7) 継承支援

移譲時期		1～2年後		5年以内		5～10年未満		10年超
------	--	-------	--	------	--	---------	--	------

継承したい資産（農地）		田		畑（露地野菜）
		畑（施設野菜）		畑（樹園地）
		畑（その他（花き））		有機栽培等
		その他（採草放牧地）		

継承したい家畜 A	種類		頭羽数	
継承したい家畜 B	種類		頭羽数	
継承したい家畜 C	種類		頭羽数	
継承したい家畜 D	種類		頭羽数	

継承したい施設・設備 A	施設名			
	規模		面積	
継承したい施設・設備 B	施設名			
	規模		面積	
継承したい施設・設備 C	施設名			
	規模		面積	
継承したい施設・設備 D	施設名			
	規模		面積	

継承したい機械 A	型式、性能		台数	
継承したい機械 B	型式、性能		台数	
継承したい機械 C	型式、性能		台数	
継承したい機械 D	型式、性能		台数	

継承したい資産（施設・設備及び農業用機械）の取得方法		所有権移転（有償）		リース（所有権移転付）
		リース（所有権移転なし）		所有権移転（無償譲渡）

継承したい資産（施設・設備及び農業用機械）のリース期間		5年未満		5年超10年未満
		10年超20年未満		20年以上

対応状況	
------	--

7 初期経営情報

1) 就農状況

	新たに農業経営を開始		親とは別に新たな部門を開始		親の農業経営を継承
	雇用就農	(雇用就農の法人名)		親元就農	(継承予定年月日)
	第3者継承				

2) 認定新規就農者認定の有無

☐	無し	☐	有り
--------------------------	----	--------------------------	----

3) 経営区分

☐	法人	☐	個人	☐	任意団体	☐	その他
--------------------------	----	--------------------------	----	--------------------------	------	--------------------------	-----

4) 農業地域類型区分

①主たる営農地域	☐	都市的地域	☐	平地農業地域	☐	中間農業地域	☐	山間農業地域
②主たる営農地域	☐	水田型	☐	田畑型	☐	畑地型		

5) 営農作物等

作目名	作付面積	生産量

6) 経営規模

経営耕地の区分	☐	田	☐	畑（露地野菜）	
	☐	畑（施設野菜）	☐	畑（樹園地）	
	☐	畑（その他（花き））	☐	有機栽培等	
	☐	その他（採草放牧地）			
所有面積		m ²	借入面積	m ²	
作業受託	作目名				
	作業内容				
	実績	（作業面積または収穫量等）			
施設	施設名		機械	機械名	
	規模			形式、性能	
	面積			台数	
常時飼養家畜		種類		頭羽数	
農業従事者情報	農業従事者数			常時雇用者数	
	短期雇用者数			農業従事日数	

7)直近年の収支状況

個人		法人	
農業収入(A)		営業利益・収益(a)	
農外収入(A)		営業外利益・収益(b)	
農業支出(B)		営業外費用(c)	
農外支出(B)		経常利益a+(b-c)	
農業所得①(A-B)		税引後当期利益	
農外所得①(A-B)		農業に係る直近年売上高①	
所得合計②		法人の直近年の売上高②	
農所得割合(①/②)		農業所得割合(①/②)	

8)個人・法人の経営概要(要約)

--

9)支援制度活用状況等

青年等就農資金の借入	☐	無し	☐	有り
経営発展支援事業	☐	無し	☐	有り
経営発展支援事業のうち 生活資金	☐	無し	☐	有り
上記以外の支援制度				

法人化希望の有無	☐	無し	☐	有り
----------	--------------------------	----	--------------------------	----

青色申告の有無	☐	無し	☐	有り
---------	--------------------------	----	--------------------------	----

農業保険加入状況	☐	無し	☐	収入保険	☐	農業共済
	☐	その他				

農業経営改善計画	☐	無し	☐	有り
----------	--------------------------	----	--------------------------	----

経営・資金に関する支援状況

--

技術上の課題

--

主な販路

--

販路の課題

技術・販売に関する支援状況

JA加入状況

JA加入の有無	☐	無し	☐	有り
青年部等加入の有無	☐	無し	☐	有り
生産部会加入の有無	☐	無し	☐	有り
生産部会名称				

その他のネットワーク加入状況

地域ネットワークに関する課題

地域ネットワークに関する支援状況

生活に関する課題

生活に関する支援状況

事務局記載欄

参入相談カルテ

秘

整理番号		初回登録年月日		最終更新年月日	
------	--	---------	--	---------	--

1 希望法人の情報

フリガナ								
法人名								
フリガナ								
代表者氏名								
法人番号			法人設立年月日	西暦 年 月 日				
フリガナ			担当者職 担 当 者 部 署 ・ 役 職					
担当者氏名								
住 所	〒	都道府県		市区町村				
	(町名番地)							
連絡先	電話番号1			電話番号2	(FAX番号等)			
	電子メールアドレス							
主 な 業 務 内 容								
業 態	☐	製造業	☐	建設業	☐	卸売・小売業	☐	飲食店・宿泊業
	☐	運輸業	☐	情報通信業	☐	医療・福祉	☐	教育・学習支援業
	☐	農業	☐	林業	☐	漁業	☐	金融・保険業
	☐	鉱業	☐	不動産業	☐	複合サービス事業		
	☐	電気・ガス・熱供給・水道業			☐	サービス業（他に分類されないもの）		
	☐	その他	(その他の内容)					
資 本 金				円				
従 業 員 数	従業員数				人			
	うち農作業従事予定者数				人			

2 相談事項

☐	農業への参入方法	☐	農業参入への心構え
☐	農業参入にあたっての支援策（活用できる融資、補助事業等）		
☐	農地所有適格法人の要件	☐	農地リース方式の要件
☐	農地の確保方法（購入）	☐	農地の確保方法（借受け）
☐	認定農業者制度	☐	定款、事業計画の策定等
☐	農畜産物等の販路	☐	協力先農業者の紹介
☐	栽培作物の選定、栽培技術	（作物の品目名）	
☐	その他	（その他の内容）	
備考	（例：有機農業で参入したい等）		

3 農業の知識・経験

法人としての農業の知識	☐	無し	☐	有り
法人としての農作業の経験	☐	無し	☐	有り
経営者個人又は担当者の農業の知識	☐	無し	☐	有り
経営者個人又は担当者の農作業の経験	☐	無し	☐	有り

4 農業への参入目的

☐	新たな事業展開	☐	販売物・加工用原料の自社生産
☐	地域貢献・社会貢献	☐	農福連携（障がい者雇用）
☐	従業員・機械等の有効活用（周年雇用等）	☐	特になし
☐	その他	（その他の内容）	

5 参入に向けての状況

☐	具体的な参入計画あり。すぐに参入したいので農地を紹介して欲しい。	
☐	参入を計画中。条件（農地、パートナーなど）が合致するところを探したい。	
☐	参入を検討中。条件（農地、パートナーなど）が合致するところがあれば参入したい。	
☐	参入を検討するための情報を収集したい。	
☐	その他	（その他の内容）

6 「農業参入フェア」（相談会）について

☐	国主催のフェアに参加したことがある
☐	都道府県等主催のフェアに参加したことがある
☐	参加したことはない

7 農地所有適格法人について

☐	要件を知っている	☐	聞いたことはあるが、要件は知らない	☐	知らない
--------------------------	----------	--------------------------	-------------------	--------------------------	------

8 農地中間管理事業について

☐	制度を知っている	☐	聞いたことはあるが、制度は知らない	☐	知らない
--------------------------	----------	--------------------------	-------------------	--------------------------	------

9 農業への将来構想

☐	将来は本業としていきたい	☐	本業を補足する部門としたい	☐	特になし
☐	その他	（その他の内容）			

10 農業への参入形態

☐	事業拡大（農業部門の設立等）	☐	新法人・子会社の設立
☐	農業支援サービスの実施		
☐	その他	（その他の内容）	

備考	
----	--

11 希望する作目・規模

種類	品目名・品種名等	経営規模(作付面積・飼養頭数等)
☐ 稲作		
☐ 麦類作		
☐ 雑穀・いも・豆類		
☐ 工芸農作物		
☐ 露地野菜		
☐ 施設野菜		
☐ 果樹類		
☐ 露地花き・花木		
☐ 施設花き・花木		
☐ その他の作物		
☐ 酪農		
☐ 肉用牛		
☐ 養豚		
☐ 養鶏(採卵)		
☐ 養鶏(ブロイラー)		
☐ その他畜産		
☐ 特になし・未定		

12 参入を希望する地域

都道府県	市町村
都道府県	市町村
都道府県	市町村

13 農地等について

必要な農地等の種類	☐	田	☐	畑（露地野菜）	☐	畑（施設野菜）
	☐	畑（樹園地）	☐	畑（その他）		
	☐	その他（採草放牧地等）				
	備考（水耕するのか、土地を耕作するのか）					

必要な農地の面積	m ²
----------	----------------

農地等の取得方法等	☐	買いたい	☐	借りたい（賃貸借）
	☐	借りたい（使用賃借）	☐	農作業の受託
	☐	経営の受託（施設、機械等の資産を含む）		☐ 未定

農地の希望買入価格	円	農地の希望賃料	円/10a
-----------	---	---------	-------

取得希望時期	☐	すぐにでも	☐	1 年以内
	☐	1 年超 3 年以内	☐	3 年超 5 年以内
	☐	その他（その他の内容）		

希望借受期間	☐	5 年未満	☐	5 年超 10 年未満
	☐	10 年超 20 年未満	☐	20 年以上

継承を受けたい資産 （施設・設備）	
----------------------	--

継承を受けたい資産 （農業用機械）	
----------------------	--

継承を受けたい資産 の取得方法	☐	所有権移転（有償）	☐	所有権移転（無償譲渡）
	☐	賃借（有償）	☐	その他

備考	
----	--

14 農業支援サービスについて

農業支援サービスの提供	☐	行う	☐	行わない	☐	検討中
-------------	--------------------------	----	--------------------------	------	--------------------------	-----

サービスの分類	☐	農作業受託	☐	機械設備のリース・レンタル、シェアリング		
	☐	農業現場への人材供給		☐	データ分析	
	☐	その他	(その他の内容)			

主なサービスの内容	(例) ドローンによる農薬散布、自動操舵トラクターのリース 等
-----------	---------------------------------

15 サービスの対象作物

☐	稲作	☐	麦類作	☐	雑穀・いも・豆類	☐	工芸農作物
☐	露地野菜	☐	施設野菜	☐	果樹類	☐	露地花き・花木
☐	施設花き・花木	☐	その他の作物	(具体的作物名等)			
☐	酪農	☐	肉用牛	☐	養豚	☐	養鶏(採卵)
☐	養鶏(ブロイラー)	☐	その他畜産	(具体的畜種名等)			

16 受託可能な農作業

☐	耕起・代掻き(田)	☐	田植え	☐	収穫・調製	☐	耕起・整地(畑)
☐	播種・定植	☐	除草	☐	防除	☐	整枝・剪定
☐	受粉・摘果	☐	育苗	☐	保全管理		
☐	その他	(その他の内容)					

17 受託可能な時期

--

18 サービスを提供する地域

都道府県	市町村
都道府県	市町村
都道府県	市町村

19 その他の特記事項

--

20 申し送り事項等

--

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第2 環境負荷低減チェックシートの提出

- 1 本事業の各取組主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」（民間事業者・自治体等向け）の項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 各取組主体は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出する。
- 3 都道府県は、全ての取組主体からチェックシートを収集し、地方農政局長に提出する。
- 4 地方農政局長は、当該チェックシートを経営局長に提出する。

第3 主な環境関係法令の遵守

各取組主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号） 等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）

- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号） 等
- （3）エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号） 等
- （4）悪臭及び害虫の発生防止
 - ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号） 等
- （5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号） 等
- （6）生物多様性への悪影響の防止
 - ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
 - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
 - ・漁業法（昭和24年法律第267号）
 - ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号） 等
- （7）環境関係法令の遵守等
 - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第6号）
 - ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
 - ・森林法（昭和26年法律第249号） 等

取組主体の名称： _____

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け） Ver1.0

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない □） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない □） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない □） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない □） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない □） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。